

介護サービス事業者の皆様へ

令和7年度「生活援助従事者研修受講費助成事業」のお知らせ

介護職員の人材確保・介護サービスの質の向上のため

**介護サービス事業者が従事者の生活援助従事者
研修受講費を負担した場合、負担した受講費の
一部を事業者に助成します。**

※予算額に達し次第、助成事業は終了となります。

※申請にあたっては大田区生活援助従事者研修受講費助成実施要綱もご確認ください。

◆助成対象となる経費

次のいずれかに該当する従事者の生活援助従事者研修受講費が対象です。

- ① 生活援助従事者研修受講修了後、6か月以内に事業者と雇用契約を結び、当該事業者の運営する区内の事業所に1年以上継続して就労する予定のある介護従事者
- ② 事業者が運営する区内の事業所に継続して就労しており、生活援助従事者研修受講修了後も当該事業所に1年以上継続して就労する予定のある介護従事者

※研修受講修了日から9か月以内に申請してください。

◆助成金額

事業者が負担した生活援助従事者研修受講費の2分の1の額

(上限2万円。千円未満切捨て)

※予算総額 2万円(予定人数1人)

※予算額に達し次第、助成事業は終了となります。

◆助成までの流れ

- ① 介護従事者は、生活援助従事者研修実施機関に支払った研修受講費について、事業者に助成の申請をします。
- ② 事業者は、介護従事者の助成希望に対し研修受講費の全部、又は一部を負担します。
- ③ 事業者は、負担した介護従事者の研修受講費の一部について、区に助成申請します。
- ④ 区は、介護サービス事業者の申請に基づき、申請内容を審査し事業者に助成金の可否の決定を通知します。
- ⑤ 助成の決定のあった事業者は、区に助成金を請求し、区は助成金を交付します。
- ⑥ 事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を区へ報告します。

◆申請方法

助成を希望する事業者は「大田区生活援助従事者研修受講費助成金交付申請書」に必要書類を添付の上、下記担当に申請してください。

※申請書は下記担当で配布していますが、大田区のホームページからも取得できます。

大田区ホームページ（トップ画面）⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 介護保険制度 ⇒ 介護保険事業者の方へ ⇒ 生活援助従事者研修受講費助成事業

◆申請書類

大田区生活援助従事者研修受講費助成金交付申請書

（添付書類）

- ・ 介護従事者が生活援助従事者研修を実施した養成機関に支払った受講費の領収書の写しで受講者本人の名前と養成機関の名前の記載のあるもの
- ・ 介護従事者が生活援助従事者研修を修了した旨の証明書の写し
- ・ 事業者が介護従事者に生活援助従事者研修受講費を助成した際、当該介護従事者から受領した領収書の写し
- ・ 介護従事者と事業者との雇用を証明する書類の写し

◆請求書類

大田区生活援助従事者研修受講費助成金交付請求書

（添付書類）

- ・ 区に口座登録がない場合は「支払金口座振替依頼書兼債権者登録届」

◆消費税仕入控除税額の報告

事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、区に報告をしていただきます。

報告書類

- ・ 消費税仕入控除税額報告書等

◆申請にあたっての留意事項

- ・ 助成の対象となる介護従事者は、直接、事業者と雇用契約を結んでいる場合で派遣職員は助成の対象にはなりません。
- ・ 他の制度により、すでに生活援助従事者研修経費の助成を受けている場合は、助成の対象にはなりません。
- ・ 介護保険法に規定する勧告に基づく命令及び指定の取消等の処分を都道府県知事又は区市町村から受けている場合は、処分の日から1年間、助成の対象にはなりません。

◆問い合わせ先

大田区福祉部介護保険課介護サービス担当

電話 5744-1655